

福祉サービス第三評価結果の公表ガイドライン

①第三者評価機関名

一般社団法人静岡県社会福祉士会

②施設・事業所情報

名称：幼保連携型認定こども園 子育てセンターなかぜ	種別：幼保連携型認定こども園 保育所
代表者氏名：山岸さとみ	定員（利用人数）： 147 名
所在地：〒434-0012 浜松市浜北区中瀬 673	
TEL：053-584-0174	ホームページ：

【施設・事業所の概要】

開設年月日 昭和 51 年 4 月 1 日

経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 学校法人 天竜厚生会

職員数	常勤職員：23 名	非常勤職員 9 名
専門職員	（専門職の名称） 保育士 27 調理員 2	栄養士 1 嘱託医 1 看護師 1
施設・設備 の概要	（居室数） 7 室（午睡室を含む）・ランチルーム・親子広場	（設備等） 絵本コーナー・ロッカールーム・相談室・トイレ 3 カ所・ベランダ・プール

③理念・基本方針

理念：感性豊かで生きる力を備えた子

基本方針：

- 1) 家庭を基礎に、家族・友達・保育者・地域の人々など豊かな人間関係の中で、愛される喜びを知り、他を愛することができる心を育みます。
- 2) 子どもたちの健やかな心身の発達の場として、家庭と地域と連携し、様々な活動を通して一人一人を尊重し、「生きる力」を育みます。

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・ ISO への取り組み
- ・ 七つの特色ある活動（絵本、リズム、和太鼓、自然、食育、サッカー、世代間交流）に取り組んでいます。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成 29 年 6 月 26 日（契約日）～ 平成 30 年 3 月 24 日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	3 回（平成 24 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

- ・中・長期計画や単年度計画の評価については、職員一人ひとりが参画して行われているとともに、数値化、記号化することで取組みやすいように工夫されています。
- ・人事に関する基準が要綱にわかりやすくまとめられ、期待する職員像が役割基準表により明確に示されていることから、職員がキャリアアップに取組みやすい仕組みづくりが構築されています。
- ・地域との交流が定期的に行われ、加えて、行事によってはボランティアを積極的に受け入れるなど、地域に対して積極的な繋がりを求め、園の活動理解を深める取り組みを行なっています。
- ・保護者からの意見を求めやすいようにアンケートを実施し、受け付けた意見に対してはその都度検討され、アナウンスされる仕組みが構築されています。また、情報は職員間で周知される機会が確保されています。
- ・子どもたちは遊具等が整備された園庭で、異年齢で遊ぶ時間を十分確保され、身近な自然と触れ合い、自分よりも小さな子への労りや社会的なルールを学んでいます。
- ・子どもの年齢や発達に合わせて、子どもの自主性が育まれる保育を実践しています。
- ・保護者が相談できる体制については、イラスト入りの掲示物で詳細な情報を伝えて、積極的な活用を促す取り組みをしています。

◇改善を求められる点

- ・園長就任から間もないにも関わらず、保育理念、園の課題、自らの役割、職員を大切に思っている等に関する情報発信をしていますが、文書化された記録が確認できないところがあり、記録の文書化の点で改善が求められます。
- ・保育所等の変更にあたり、その内容を記載した文書は渡していません。また、利用者アンケートにもとづく改善計画への取組みについては、「その都度」実施しているため、随時実施は補完とし、「定められた時期」の実施により、より計画的・具体的な計画性の点で改善が求められます。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

当法人では様々な部署から成立しており、規程、マニュアル等が整備されています。今回の第3者評価ではそれらが現場レベルでの知識・理解として身についたものや習慣化されているのが整理して考えることが出来たと思います。今私たちに何が求められているのか、事業の透明性や保育の手順見える化していくことが大事だという事を学べたように思います。足りないところをどうとらえ改善していくのかを職員と共に考えながら、質の良い保育

の提供に努めたいと思います。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果〔保育所〕

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

- a 評価…よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
- b 評価…aに至らない状況、多くの施設・事業所の状態、「a」に向けた取組みの余地がある状態
- c 評価…b以上の取組みとなることを期待する状態

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

随時実施は補完として**保育所版共通評価基準ガイドライン**

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	(a)・b・c
＜コメント＞ 理念、基本方針はパンフレットなどにわかりやすくまとめられ、職員や保護者等に 対して周知されています。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・ 分析されている。	a・(b)・c
＜コメント＞ 浜松市の子育て計画を事業運営の情報として活用し、分析した結果を文書で明示 していますが、十分とまではいえません。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	(a)・b・c
＜コメント＞ 保育課題を自己評価から抽出し、役員等との共有は図られ、課題については施設長 から定期的に職員へ周知を図り、現状分析を行い、説明の量は内容に応じ、全体を職 員に周知しています。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されて いる。	(a)・b・c

〈コメント〉

事業計画書の中で、理念や基本方針の実現に向けたビジョンを明確にしています。中長期目標の達成状況を、具体的な数値を使って評価、見直しをしています。

5

I - 3 -(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

a · b · c

〈コメント〉

経営書の中で、中長期計画を反映した単年度目標を示し、わかりやすく数値化、記号化された基準を用いて評価しています。

I - 3 -(2) 事業計画が適切に策定されている。

6

I - 3 -(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

a (b) · c

〈コメント〉

事業計画は代表者会議で話し合われた内容を反映し、職員会議の中で読みあわせを行うことで、周知に努めていますが、計画内容の評価が「定められた時期」に実施されていることについての書面の記録が十分ではありません。

7

I - 3 -(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。

a (b) · c

〈コメント〉

法人の機関紙や、わかりやすくまとめた書類を用いて、保育園目標説明会の時に伝えていますが、保護者等の参加を促す観点から、周知のための取り組みとしては十分ではありません。

I - 4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

第三者評価結果

I - 4 -(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

8

I - 4 -(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

a (b) · c

〈コメント〉

第三者評価を定期的に受審しています。また、保育内容を週単位で評価し、重要な箇所は職員会議で報告していますが、組織的に評価を行う体制の整備や、結果の分析、検討の場が十分とまでは言えません。

9

I - 4 -(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

a (b) · c

〈コメント〉

利用者満足度調査を実施し、その内容を職員会議で検討し、改善に活かしていますが、計画的な改善計画を立てた実施までには至っていません

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c

〈コメント〉

園長の責任と権限を明確にしていますが、質の高い保育を目指すための役割についての意思表明が十分とはいえません。

11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
----	---	-------

〈コメント〉

必要な規程や通知などを文書として保管するなど、理解を促すための取組みを行っています。また、法令遵守に関する法人内研修に参加していますが、職員に対しての具体的な取り組みが十分とは言えません。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を發揮している。	a・b・c

〈コメント〉

継続的な評価を実施し、年齢別会議の実施や職員会議の中で、「振返り」の重要性を繰り返し伝えるなど、具体的な取組みを行っています。計画外の研修は掲示で案内しています。

質の向上については、向上させたい部分が得意な職員と組む、相談できるような配慮をするなどし、新人にはワークブック課題を通じて、年間計画の中で園長と副園長が指導をしています。

13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を發揮している。	a・b・c
----	---	-------

〈コメント〉

職員の家庭環境にも配慮した勤務形態を整備するなど、働きやすい環境づくりに努め、業務等の分析を法人本部指導の下で毎月行っていますが、十分に指導力を発揮しているとまでは言えません。

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		

14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画 が確立し、取組が実施されている。	(a)・b・c
----	---	---------

〈コメント〉

必要な人材確保や育成については、中長期計画の中でうたわれ、法人本部主導で計画に基づいた人材確保や育成が実施されています。

15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	(a)・b・c
----	-----------------------------	---------

〈コメント〉

役割基準書により「期待する職員像」を明示し、人事基準についても明確に定められています。また、社内留学等の制度等によりキャリアアップの場が提供されています。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	(a)・b・c
----	--	---------

〈コメント〉

メンタルヘルスレポートを活用し、年2回の面談を通して職員の健康と安全に組織的に対応し、職員アンケートを通して、福利厚生の充実や働きやすい職場づくりに努めています。

職員の悩み相談を組織として取り組む他、職員の有給状況等の把握とストレスチェックを実施し、育児有給延長・連休の取得体制など、改善策の具体的な取り組みも実施されています。また、職員の定着のための働きかけをしています。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・(b)・c
----	------------------------------------	---------

〈コメント〉

年2回個別面談を実施し、職員一人ひとりの自己個人目標の進捗状況等を確認していますが、目標管理としては十分とは言えません。

18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、 教育・研修が実施されている。	(a)・b・c
----	--	---------

期待する職員像を明示し、研修計画に基づき教育・研修が進められています。保育の内容を踏まえて、職員に必要な専門技術等が示され、研修計画に基づき研修がなされています。

法人による新人研修から管理者研修、有期契約研修など階層別研修が計画され、各保育園から上がってきた課題と改善事項について、定期的に計画の評価と見直しがあり、定期的にカリキュラムの評価と見直しが実施されています。

19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	(a)・b・c
----	--------------------------------------	---------

〈コメント〉

人事考課システムにより職員一人ひとりの状況を把握しています。また、新任ワーカブックやチューター制度等の活用による適切な教育・研修が行われ、年間計画で一

人一人の目標に応じて外部研修に参加しています。

年間計画以外の外部研修は掲示物により案内し、個人的に平日参加の希望が出た場合、勤務の交代も考慮します。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について 体制を整備し、積極的な取組をしている。	(a・b・c)
----	--	---------

〈コメント〉

実習生に関するマニュアルが作成され、専門職種の特性に配慮したプログラムが用意され、実習指導者に対する研修が法人本部主導で行われています。

II-3 運営の透明性の確保

第三者評価結果

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われてい る。	(a・b・c)
----	---	---------

〈コメント〉

ホームページを活用し、法人の理念や基本方針、保育所の基本方針や苦情内容等を公表しています。また、ホームページからパンフレットのダウンロードができるように配慮されています。

22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組 が行われている。	(a・b・c)
----	---	---------

〈コメント〉

法人本部主導で、外部の専門家による相談可能であり、また、必要なチェック機能が働いています。また、監査指導部の設置など内部監査体制が確立されています。

II-4 地域との交流、地域貢献

第三者評価結果

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行ってい る。	(a・b・c)
----	---	---------

〈コメント〉

経営書の中で地域とのかかわり方について明文化しています。地域と交流の機会を定期的に設け、状況によりボランティアを活用しています。また、掲示板を活用して地域情報を保護者に提供しています。

24	II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし 体制を確立している。	(a・b・c)
----	--	---------

〈コメント〉

保育ハンドブックの中で、ボランティアに関する基本姿勢や受入手順等を明示しています。また、職場体験など学校教育への協力をしています。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	<input checked="" type="radio"/> a · b · c
----	--	--

〈コメント〉

必要な関係機関の内容や連絡方法を整理した関係図を作成し、わかりやすく設置し、関係団体共通の課題について話し合いがなされるなどの連携を行っています。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26	II-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a · <input checked="" type="radio"/> b · c
----	---------------------------------	--

〈コメント〉

幼保交流会や同窓会などの取組みを行っています。また、地域の外国籍の子どもなどを対象とした支援や言語聴覚士による相談対応など、地域の必要性に合わせた対応を行っています。しかし、災害時における役割や、地域の活性化や街づくりの貢献等では十分とは言えません。

27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a · <input checked="" type="radio"/> b · c
----	---	--

〈コメント〉

関係団体と連絡会を設け、地域の必要性の把握に努め、地域住民に対する相談事業を実施し、多様な相談に応じていますが、ニーズの把握や、地域貢献にかかわる事業・活動等は十分ではありません。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	<input checked="" type="radio"/> a · b · c

〈コメント〉

経営書に子どもを尊重する保育の実施について明示し、保育の標準的な実施方法は保育ハンドブックに記載され、これらは年に2回、ISOで評価、見直しをしています。また、異年齢保育や外国籍の子どもたちとの生活で、互いを理解、尊重できるように取り組みを行っています。

29	III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a · <input checked="" type="radio"/> b · c
----	---	--

〈コメント〉

保育ハンドブックの中で該当する各項目にプライバシー保護について記載をし、プライバシーに配慮した保育を行っています。ハンドブックには虐待防止に関する記載もありますが、権利擁護の視点は不十分です。

III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

30	III-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
----	--	-------

〈コメント〉

パンフレットは写真や絵を用いて分かりやすい反面、字が小さく読みにくいところがあります。利用希望者や見学希望者には丁寧に対応し、パンフレットは説明をしながら手渡しをしています。

31	III-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
----	--	-------

〈コメント〉

幼保育園に変わったばかりなので、保護者が分かりやすいよう工夫した保育内容の変更についての資料は用意ができていません。

配慮が必要な保護者への説明は丁寧に行っていますが、ルール化するまでには至っていません。

32	III-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
----	---	-------

〈コメント〉

保育ハンドブックの中で、保育所変更に関するマニュアルや様式を定め、保育所の利用終了後も相談に対応できるように窓口を設置していますが、その内容を記載した文書は渡していません。

III-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。

33	III-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
----	---	-------

〈コメント〉

利用者満足度調査を年1回実施しています。また、子どものつぶやきを把握することを年度目標とし、満足度向上に努めていますが、取り組みとして十分ではありません。

III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

34	III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
----	--	-------

〈コメント〉

苦情解決の仕組みを重要事項説明書や掲示板、進級説明会等を通じて保護者に伝えています。

苦情の申出については、アンケートや意見場の設置等複数の窓口を用意し、苦情は

適切に処理されています。

35	III-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	(a)・b・c
----	--	---------

〈コメント〉

重要事項説明書を通じて、相談窓口やその方法について説明しています。また、意見箱やプライバシーに配慮した相談室が設置されています。

36	III-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	(a)・b・c
----	---	---------

〈コメント〉

苦情マニュアルが整備され、必要な見直しがなされています。意見箱の設置やアンケートの実施など、保護者の意見が把握される体制づくりと職員に対して情報が伝わる仕組みづくりができています。

III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

37	III-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	(a)・b・c
----	---	---------

〈コメント〉

担当者を設置し、法人本部主導で委員会を設置しています。再発防止策については職員会議で確認され、評価については期限を決めて実施されています。

回覧確認票で会議欠席者を把握し、会議録の回覧により、確認をしています。

38	III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	(a)・b・c
----	--	---------

〈コメント〉

看護師が担当者となり、嘔吐物処理等の研修が実施されています。マニュアルも作成され、周知徹底し、更に必要なときに必要な場面を伝えています。

39	III-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・(b)・c
----	--	---------

〈コメント〉

災害時の対応がマニュアルに定められています。転倒防止策を策定し、食料備蓄は栄養士が主体となりリスト化されるなど、マニュアルに基づいて行われていますが、地元との体制は十分とは言えません。

III-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	III-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	(a)・b・c

〈コメント〉

標準的な実施方法は保育ハンドブックにまとめ、子どもの尊重、プライバシーの保護、虐待防止に関する姿勢を明示しています。

保育は一人ひとりの子どもに合わせて行われ、標準的な方法が守られているかは園務日誌に記載され、「ねらい」は保護者に書面で伝え、日々については連絡板で知らせています。

41	III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ
----	---	-------

〈コメント〉

標準的な実施方法である保育ハンドブックの見直しは3年に1回となっていますが、他に法が変更される時、健康・給食・離乳食に変更が出た場合は、隨時追加変更をしています。

標準的な実施方法である保育ハンドブックの見直しは、各園の現場から副園長を通して、法人本部で行い、変更箇所は冊子にまとめて職員に配付しています。

III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

42	III-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ
----	--	-------

〈コメント〉

個別保育計画は園長の責任もと、関係者の合議及び保護者の意向を踏まえて策定していますが、明確な手順は定めていません。

アセスメントは主に園長、副園長、看護師が分担して実施しています。保育実践の振り返りや評価はISOに基づいて行っています。

43	III-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ
----	------------------------------------	-------

〈コメント〉

個別保育計画の見直しの時期や参加職員は決まっており、変更した保育内容は職員会議で伝え、評価した結果は次の計画の作成に生かし、緊急に保育内容を変更する場合は、園長に報告することになっています。

III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

44	III-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ
----	--	-------

〈コメント〉

子どもの発達状況や生活状況は統一した書式で記録し、個別保育計画にもとづいた保育の実施を記載しています。

保育ハンドブックに記録の書き方例が載っており、新人職員はハンドブックの勉強会で学んでいます。情報の分別については園長と副園長で相談をして決めています。

45

III-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a・b・c

<コメント>

個人情報保護規程を整備し、不適切な利用や漏えいへの対応方法が決まっています。

保護者には特に行事における写真やビデオの取り扱いについて説明をしています。

情報の開示についての記載が重要事項説明書にありますが、具体的な手順は明記されていません。

保育所版内容評価基準ガイドライン**評価対象 A-1 保育内容**

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	(a)・b・c

<コメント>

保育過程は法人共通で、保育所指針等の趣旨や保育所の理念、保育の方針に基づいて編成し、評価は年度末に各クラスの反省から次年度への引継ぎを兼ねて、項目の内容や時期の確認と見直しを行い、編成に生かしています。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	(a)・b・c
----	--	---------

<コメント>

温度、換気、採光等室内の環境は適切な状態が保たれ、トイレ等も清潔で子どもが使いやすい場所に設置しています。

園庭の遊具も整備し、子どもが心地よく過ごすことができる環境が整っています。

A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	(a)・b・c
----	---	---------

一人ひとりの子どもの発達に合わせて、分かりやすい言葉遣い、穏やかな態度で保育を行っています。

A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	(a)・b・c
----	---	---------

<コメント>

年齢や発達に合わせ、子どもの主体性や自尊心を尊重しながら生活習慣が身につく

のような保育を行っています。

A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ
----	---	-------

〈コメント〉

遊具を整備して危険を少なくした園庭では、異年齢で遊ぶ時間がたっぷりあります。その中で子どもたちは身近な自然と触れ合い、小さい子への労りや社会的ルールを学んでいます。

A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ
----	---	-------

〈コメント〉

食事や排せつ、睡眠状態を記録する連絡帳を用意して、子どもの一日の様子を保護者と共有しています。

保育士が複数名で担当し、子どもの発育に合わせてゆったりと関わっています。

A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ
----	---	-------

〈コメント〉

2歳児でも好きなおもちゃを自分で取り出すことができるよう環境を整備し、自分でしようとする気持ちを引き出す工夫をしています。

A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ
----	--	-------

〈コメント〉

年齢に合わせた子どもの意向確認を行い、気持ちと言葉を引出し、気づきを促す保育を実践しています。

幼・保・小学校の連絡会を最低年に2回開催し、公開保育等を行っています。

A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ
----	---	-------

〈コメント〉

障害のある子どもや配慮が必要な子どもには、個別保育計画に加えて指導計画を作成しています。

法人内で情報共有や事例検討を行う障害担当保育士の会議が開かれ、必要に応じて法人内の言語聴覚士や作業療法士の助言が受けていますが、スロープやエレベーター等がなく、環境整備は不十分です。

A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
----	--	-------

〈コメント〉

延長保育時は子どもの人数や状況に合わせて部屋を変える等、子どもが落ち着いて過ごすことができるよう工夫をしています。

現状では19時過ぎまで保育を受けている子どもがいるため、おやつや軽食の提供は行っていません。

必ず保護者に伝えなければならない子どもの状況は、「早番・遅番ノート」を活用し、職員間で伝え忘れがないよう努力しています。

A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・b・c
----	---	-------

〈コメント〉

給食を食べる時間や当番活動などを通じて、子どもが小学校生活の見通しを持つことができるよう配慮しています。

幼稚園、保育園、小学校との連絡会は開催していますが、合同研修は行っていません。

A-1-(3) 健康管理

A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・b・c
----	------------------------------	-------

〈コメント〉

健康管理に関するマニュアルを整備しています。子どもの既往症や予防接種の状況は年度当初に確認し、変化があれば児童票を修正しています。

毎月1回看護師がその時期に見合った健康に関する話（例：インフルエンザ、結膜炎など）を盛り込んだ保健ニュースを作成し、保護者に配付しています。

A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a・b・c
----	-----------------------------------	-------

〈コメント〉

健康診断、歯科検診の結果は、看護師→担任→チェック表で職員全員が確認できるようになっています。治療が必要な場合は個別に保護者に手紙を渡していますが、治療の確認はしていません。

A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a・b・c
----	--	-------

〈コメント〉

慢性疾患等のある子どもが今はいないので、特別な対応は行っていませんが、アレルギー対応に関するマニュアルは法人で作成し、アレルギーのある子どもがいるクラス担任になった際には必ずマニュアルを見直しています。

重要事項説明書にアレルギー疾患等に関する記載があり、医師の指示に基づいて対応をしています。

A-1-(4) 食事

A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。

Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ

〈コメント〉

テラスで食事をするなど、子どもたちが楽しく、落ち着ける環境や雰囲気を作っています。給食のサンプルやレシピを用意して保護者も食への関心が深められるような働きかけをしています。

陶器の食器を使用し、物を大切に扱うことを学んでいます。

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。

Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ

〈コメント〉

調理員は子どもたちと食事を共にして、子どもたちの食事の様子を把握しています。

子どもの発育状況や、残食量、検食簿から献立や調理の工夫を行い、衛生管理についてはマニュアルに基づき適切に行ってています。

評価対象 A-2 子育て支援

第三者評価結果

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。

Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ

〈コメント〉

日々の会話、連絡帳のほかに、保育参加、クラス懇談会等で保護者との情報共有を図っています。また、保護者との面談は記録に残しています。

A-2-(2) 保護者等の支援

A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。

Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ

〈コメント〉

保護者とのコミュニケーションには、送迎時や日々の連絡帳を活用しています。

相談体制についてはイラスト入りの掲示物で詳細な情報を伝え、保育参加や懇談会の機会を通じ積極的な活用を促す取組を行っています。

A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ

〈コメント〉

保護者には虐待対応について重要事項説明書を用いて説明し、職員についてはチエ

ックリストを使って意識付けをしています。

マニュアルを整備し、外部研修「気になる子」に参加し職員会議で伝達し、園内研修では「支援の必要な子・育てにくさ 対保護者への職員意識」の予定です。また、食事や睡眠の様子を連絡ノートで、午睡時にはアザの有無を確認し、送迎時の保護者の様子で気になった時には声かけや、個人面談に誘う等の対応をし、日常的には、保健センターや区の社会福祉課と情報の共有をしています。

評価対象 A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		第三者評価結果
A⑩	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・b・c
<p>＜コメント＞</p> <p>保育実践の振り返りは年に3回行い、必要があれば面談を行う体制を整えています。</p> <p>保育士の自己評価は第三者評価につながっており、保育所全体の質の向上への取り組みとなっています。</p>		